

千葉市業務委託における競争入札事務の実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する業務委託（建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託を除く。）のうち、財政局資産経営部契約課において、実施する入札等の事務処理に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要領の対象となる業務委託（以下「対象業務」という。）は、1件あたりの執行予定額の年額が1,400万円以上で、次に掲げるものとする。

- (1) 建物施設に係る清掃業務
- (2) 建物施設に係る人的警備業務
- (3) 建物施設に係る設備運転・管理業務

(入札方式)

第3条 対象業務の入札は、次に掲げる方式により実施するものとする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政府調達協定」という。）に基づく一般競争入札
- (2) 制限付一般競争入札
- (3) 指名競争入札

(入札参加資格)

第4条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当する者のほか、次に掲げるものは入札に参加できないものとする。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (2) 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
- (5) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (6) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
- (7) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (8) 千葉市委託入札参加資格者名簿に登載されていない者
- (9) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に

受けている者

(10) 前各号のほか、必要と認めて定める者

2 前項に定めるもののほか、対象業務の種類又は性質により、次に掲げる入札参加資格を設けたときは、入札参加者は必要とされる資格を有する者でなければならない。

(1) 同種の履行実績

(2) 履行に必要な許可等

(3) 前各号のほか、必要と認めて定める要件

(入札参加資格要件の設定等)

第5条 対象業務の競争入札を実施しようとするときは、入札参加資格要件の設定又は指名業者の選定等について、千葉市業務委託入札参加資格要件等審査委員会による審査を受けなければならない。

(公告)

第6条 令第167条の6に規定する公告(以下「公告」という。)は、千葉市契約規則第5条に規定する事項のほか、必要な事項について行うものとする。

2 公告をする日は、開札日の前日(電子入札にあっては入札期間の末日)から起算して、政府調達協定一般競争入札の公告は、40日前までに行うものとし、急を要する場合はその期間を10日までに短縮することができるものとする。また、制限付一般競争入札の公告は、10日前までに行うものとし、急を要する場合はその期間を5日までに短縮することができるものとする。

(設計図書の配布等)

第7条 設計図書のうち配布が必要なものは、原則として公告又は千葉市契約規則第20条第2項に規定する指名通知と同時に配布するものとする。

(入札参加の申込み)

第8条 入札への参加を申し込もうとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類のうち、公告で定められた書類を公告に定める期限までに提出しなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書(様式第1号)

(2) 入札参加申出書(様式第2号)

(3) 委託業務経歴書(様式第3号)

(4) 第5条第2項の規定により必要と認めて定めた要件に関する書類

(入札)

第9条 入札は、入札者が1者である場合でも、原則として執行するものとする。ただし、当該入札が指名競争入札の場合は、執行を取りやめることがある。

(落札候補者)

第10条 入札において、次に掲げる者を落札候補者とし、落札決定を保留するものとする。

(1) 最低制限価格が設定されている場合は、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格

以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者。

(2) 低入札調査基準価格が設定されている場合は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者。この場合、低入札価格調査が必要なときは、当該調査結果をもって落札候補者を決定するものとする。

2 前項の落札候補者について、最低の価格をもって入札を行った者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札候補者を定めるものとする。

(入札参加資格確認の実施)

第11条 政府調達協定一般競争入札における入札参加資格の有無の確認及び入札参加資格がないと認める場合の理由の審査（以下「資格確認」という。）は、入札の前に、全ての申請者に対して実施し、入札参加資格確認結果通知書（様式第4号）により結果を通知する。

2 制限付一般競争入札における資格確認は、開札時に落札候補者に対してのみ行うものとする。

(落札者の決定)

第12条 資格確認の結果、入札参加資格があることが認められた場合、当該落札候補者を落札者として決定し、全ての入札参加者に対し、落札者決定通知書（様式第5号）により通知する。

2 落札者の決定は、原則として、開札日の翌々日に行うものとする。なお、開札日の翌々日が千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）に規定する市の休日にあたる場合は、その翌日とする。

3 資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格があることが認められない場合は、その者の入札を無効とし、当該落札候補者に対し入札結果通知書（様式第6号）により通知する。

4 前項の場合、落札候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者（以下「次順位者」という。）を新たな落札候補者とし、資格確認を行うものとする。また、次順位者について、入札参加資格があることが認められない場合は、その者の入札を無効とし、順次、同様にして落札者の決定が確認されるまで資格確認を行うものとする。

(秘密の保持)

第13条 入札参加の申込みに係る書類等は、申請者に返還せず、及び公表しないものとする。

(落札者の公表)

第14条 競争入札に付した契約は、落札決定後に入札結果を公表するものとする。

2 千葉市契約規則の特例を定める規則（平成7年千葉市規則第71号）第9条の規定による公示は、落札者が決定した日の翌日から起算して72日以内に行うものとする。

(入札参加資格の取消し)

第15条 資格確認の結果、入札参加資格があると認めた者が、開札日までの間に入札参

加資格を欠くこととなったとき、又は申請書等に虚偽があると判明したときは、その資格を取消し、その旨を入札参加資格喪失通知書（様式第7号）により通知する。

（入札の無効）

第16条 入札参加資格がない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札の条件に違反する者のした入札は無効とする。

（補則）

第17条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成25年1月8日から施行する。

附則

この要領は、平成26年1月14日から施行する。

附則

この要領は、平成26年12月22日から施行する。

附則

この要領は、令和2年1月21日から施行する。